

改正のポイント

改正条例の概要

目的

多様な主体の協働による社会課題解決を促進し、持続可能な地域社会をつくる。

定義

「協働」の理念と、原則を規定した。
住民組織、NPO、事業者、学校など多様な主体での協働を定義した。

役割

「多様な主体」が地域の課題解決のための主体であることの理解を深め、協働して課題解決に当たることを規定した。「市」は多様な主体の一員として協働のパートナーとなるとともに、協働推進のための施策を実施することを規定した。

協働による課題解決の促進施策

- ①地域拠点機能の強化
- ②人材育成
- ③団体育成
- ④課題、資源に関する情報共有
- ⑤支援情報の提供
- ⑥交流の場の提供
- ⑦市民協働モデル事業への補助金の交付
- ⑧土地・建物等の無償貸与
- ⑨優れた取組の表彰

協働推進体制等

- ①コーディネート機関の設置
- ②協働によるあらゆる施策の見直し
- ③市への提案制度
- ④庁内の推進本部と関係課への協働推進員の配置
- ⑤多様な主体の議論の場としてフォーラムの開催
- ⑥協働推進計画の策定と検証
- ⑦協働推進委員会(審議会)の設置

特徴とポイント

Point1 条例改正市民案が先行してつくられ、それを尊重する形で改正を行った。

Point2 多様な主体の協働
協働による地域の社会課題解決
持続可能な地域社会をつくる。

Point3 協働の理念と原則を規定(相互理解、目的共有、対等、自主性・自立性の尊重、公開)

Point4 協働の主体の育成、情報共有・交流機会、協働モデル事業、表彰制度など支援策・促進策を規定

Point5 コーディネート機関、提案制度、市民協働フォーラムなど、多様な主体が協働推進施策に参画することを保障

Point6 推進員の配置を行い、各課での「協働の視点」での施策の見直しを進め、実行後の検証を規定

Point7 協働推進委員会(審議会)を設置し推進計画の審議・検証を行う。

Point ② 多様な主体が地域の当事者として、協働して地域の社会課題解決を進めることで、豊かで活力ある持続可能な地域社会をつくる。

市を含む多様な主体の役割を規定

(目的) 第1条 多様な主体が地域づくりの当事者としてそれぞれの知恵と力を最大限に生かし、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うための基本原則等を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義) 第2条 ①「協働」とは、同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。

②「多様な主体」とは、住民自治組織、NPO法人その他の市民活動団体、事業者、学校等地域の社会課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。

(多様な主体の役割) 第3条 多様な主体は、地域づくりの当事者であり、それぞれが地域の社会課題解決に取り組む主体であることの理解を深め、協働して地域の社会課題解決に関する取組を行うよう努めるものとする。

(市の役割) 第5条 市は、第3条に規定する多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進するための環境整備に努めるものとする。

Point ③ 協働の理念と原則を規定(相互理解、目的共有、対等、自主性・自立性の尊重、公開)

(協働の基本原則)

第4条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

Point④ 地域の協働の拠点機能の強化、協働の主体の育成、情報共有・交流機会の提供、協働推進モデル事業の指定、表彰など支援策・促進策を具体的に規定

第6条 第7条

- 地域の拠点機能及びその拠点のコーディネート機能の強化
- 教育機関，行政機関等と連携し，地域の社会課題解決に関する取組を担う人材の育成
- 協働の担い手となる団体の育成及びその取組の基盤強化を支援
- 地域の社会課題及び活用可能な地域の資源に関する情報を共有する機会を提供
- 多様な主体が取り組む地域の社会課題解決に関する取組を支援する情報を提供
- 多様な主体のつながりと相互理解を深める交流の場を提供
- 多様な主体の協働による優れた地域の社会課題解決に関する取組を表彰
- 市との協働により，より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定し，市が有する土地，施設等を無償で貸し付け等の支援措置

Point⑤ コーディネート機関、市への提案制度、協働 フォーラムなど、多様な主体が協働推進施策に参画する ことを保障。

(コーディネート機関)

第8条 多様な主体をつなぎ協働を推進するため、コーディネート機関を設置。

(市に対する提案)

第10条 ①市に対して地域の社会課題を解決するための提案等を行うことができる。
②市は、提案等を受け、コーディネート機関と連携しながら多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組へつなげることに努める。

(協働フォーラム等の開催)

第12条 市は、協働による地域の社会課題解決に関する取組及びそれを促進するための環境整備について多様な主体が議論を行う場として、協働フォーラム等を開催するものとする。

Point⑥ 市の各課に協働推進員を配置し、各課での「協働の視点」での施策の見直しを進めるため庁内の協働推進本部を規定。

(施策の見直し)

第9条 市は、あらゆる施策の立案の際には、多様な主体による協働の実行可能性についての検討に努め、多様な主体による協働の実行後は、その効果の検証に努めるものとする。

(市の推進体制)

第11条 市は、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を推進するため、関係部局による市民協働推進本部を設置するとともに、関係各課等に協働推進員を配置するものとする。

Point⑦ 多様な主体による協働推進委員会(審議会)を 設置し、協働推進計画等を審議・検証

(推進計画)

第14条

- ①市は、多様な主体による協働を推進するために、推進計画を策定するものとする。
- ②市は、推進計画の定期的な評価を行い、その結果を公表するものとする。

(岡山市協働推進委員会)第15～20条

- ①多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組の推進について調査審議するため、岡山市協働推進委員会を設置する。
- ②所掌事務
 - ・推進計画の策定及び実施状況の評価に関すること。
 - ・優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰に関すること。
 - ・モデルとなる事業の指定及び支援措置に関すること。
- ③委員 委員20人以内で次の者のうちから市長が委嘱する。
住民自治組織, NPO法人その他の市民活動団体, 事業者, 学校関係者, その他